

高松市道路等照明灯 LED 化 ESCO 事業
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月

高松市

目次

1	事業の趣旨	1
2	事業概要	1
3	応募条件	3
4	応募に関する留意事項	5
5	事業者選定の流れ	6
6	事業全体スケジュール（予定）	8
7	提案書に係る記載事項等	11
8	提案書における提示条件	11
9	審査及び審査結果の通知	12
10	契約に関する事項	13

1 事業の趣旨

高松市（以下「本市」という。）では、令和2年12月に、2050年にCO2排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティたかまつ」を宣言した。令和4年3月には「高松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定し、2050年ゼロカーボンシティ実現を見据えた2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比で46%削減することとし、気候変動の影響に適応した社会づくりを目指している。しかしながら、現在管理している道路、公園、スポーツ施設照明灯（以下「照明灯」という。）のうち、LED化されているものは約13%にとどまっている。

加えて、平成25年10月に採択され、29年8月に発効された国際条約「水銀に関する水俣条約」により、水銀ランプの製造及び輸出入が令和3年より禁止となったことから、水銀ランプの交換を早急に進める必要がある。

そこで、民間事業者のノウハウ、資金及び技術力を活用するESCO事業を導入し、本市の照明灯のLED化を図る「高松市道路等照明灯LED化ESCO事業」（以下「本事業」という。）を実施することとした。

本事業は、以上の趣旨と目的に合致する優れた民間事業者の提案を受けるため、提案の募集を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者は、本市と契約に関する諸条件等についての協議（以下「詳細協議」という。）を行い、合意に至った場合に、本市と契約（以下「ESCO契約」という。）を締結し、本事業を実施するものとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

高松市道路等照明灯LED化ESCO事業

(2) 場 所

高松市内全域

(3) 契約方式及び契約期間

ア 契約方式：自己資金型（ギャランティード・セイビングス）契約

イ 契約期間：契約締結日から令和21年3月31日までとする。

※道路等照明灯具のLED化に関する施工については、工事着手日より令和8年3月31日までとする。

(4) 市の支払限度額（提案上限額）

ア 総額【下記の初期整備費及び維持管理費の合計額】

1,063,094,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

イ 令和7年度【初期整備費】

838,350,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ウ 令和8年度以降【維持管理費】

17,288,000 円/年（13年間、消費税額及び地方消費税額を含む。）

※本上限額は、契約金額の上限を示すものであり、本市とこの金額で契約を約束するものではない。また、税制度の変更があった場合は、本市と協議を行うものとする。

(5) 対象施設

本事業におけるLED化を行う更新対象施設は、LED化されていない照明灯とし、管理対象施設（以下「ESCO設備」という。）は全ての照明灯を対象とする。なお、新設及び移管される照明灯についてもESCO設備に加える。

*対象施設一覧表は下記のとおり

- ア 道路照明灯 (管理対象：4,055灯 更新対象：3,690灯)
- イ 公園照明灯 (管理対象：861灯 更新対象：541灯)
- ウ スポーツ施設照明灯 (管理対象：380灯 更新対象：380灯)
- エ 維持管理期間中に新設及び移管される道路照明灯 (管理対象：約100灯)
- オ 維持管理期間中に新設及び移管される公園照明灯 (管理対象：約5灯)

対象施設一覧表（道路照明灯）

対象施設の種類	区 分	消 費 電 力 (W)	更 新 対 象 灯 数	管 理 対 象 灯 数	
道路照明灯	L E D	10	0	27	
		20	0	10	
		40	0	45	
		60	0	194	
		100	0	89	
	水 銀 灯	10	63	63	
		20	23	23	
		40	106	106	
		60	482	482	
		100	29	29	
		200	135	135	
		300	136	136	
		400	136	136	
	ナトリウム灯	100	180	180	
		200	800	800	
		300	800	800	
		400	800	800	
	道路照明灯 計			3,690灯	4,055灯

対象施設一覧表（公園照明灯）

対象施設の種類	区 分	消 費 電 力 (W)	更 新 対 象 灯 数	管 理 対 象 灯 数
公園照明灯	L E D	6 0	0	3 2 0
	水 銀 灯	1 0 0	2 0	2 0
		2 0 0	4 6 9	4 6 9
	ナトリウム灯	1 1 0	3 1	3 1
		1 5 0	4	4
		1 8 0	1 7	1 7
公園照明灯 計			5 4 1 灯	8 6 1 灯

対象施設一覧表（スポーツ施設照明灯）

対象施設の種類	区 分	消 費 電 力 (W)	更 新 対 象 灯 数	管 理 対 象 灯 数
スポーツ施設 照明灯	セラミックバル ライトランプ	1, 0 0 0	2 4 0	2 4 0
		1, 5 0 0	1 4 0	1 4 0
スポーツ施設照明灯 計			3 8 0 灯	3 8 0 灯

(6) 業務範囲

業務範囲は、以下のとおりとする。

- ア 現地確認・精査等
- イ 電力契約の照合・電力契約申込・共架申請
- ウ 照明灯管理システムの構築及びデータ更新
- エ 照明灯管理プレートの設置
- オ LED化改修等に係る計画の策定・設計・施工及び施工管理
- カ 既設照明灯設備の撤去・リサイクル及び廃棄処分
- キ ESCO設備の維持管理・保証（無償修繕等）
- ク 省エネルギー効果の計測・検証・保証
- ケ 道路照明柱の更新（10基／年）
- コ 電柱移設に伴う道路照明灯の移設（約20灯／年）

3 応募条件

(1) 応募者（参加表明書等の提出者）の構成等

- ア 応募者は、本事業を行う能力を有する単独企業若しくは企業グループ（複数の企業の共同体）とし、全てが日本国内の企業とする。
- イ 単独企業で応募する場合は、事業の全ての役割を担うことができる企業とする。
- ウ 応募する際は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が市との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。
- エ 応募者は、グループの構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にする

こと。

オ グループの代表者及び構成員は、他のグループの代表者、構成員に入ること
はできない。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの各構成員が役割を分担するもの
とする。なお、2つ以上の役割を担うことも可とする。

(ア) 事業役割：本市との対応窓口及び契約等の諸手続を行い、事業遂行の責を
負う。

(イ) 施工役割：施工及び施工管理に関する業務を実施する。

(ウ) 維持管理役割：E S C O設備の維持管理に関する業務を実施する。

イ 応募者は、グループ代表者及び各構成員間の役割に関する合意書の写しを本
市に提出すること。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとし、参加表明書の受付期限日現在において
これらの要件を満たす必要がある。なお、グループの場合、グループとしてこれ
らの要件を満たすこと。

ア 応募者は、参加表明書及び資格確認書類により、本実施要領の内容を十分に
遂行できると認められる者であること。

イ 応募者は、各種対策によりE S C O設備の省エネルギー効果を提案できる者
であり、削減量が達成できない場合は、保証措置を講じることができる者であ
ること。

ウ 応募者は、本事業を円滑に行うため、事業運営、維持管理及びシステムサポ
ートを迅速に対応ができる者であること。

エ 応募者は、自治体の所有する道路照明灯又は公園照明灯等のE S C O事業若
しくはリース事業において、元請として2, 500灯以上の維持管理の実績を
有していること。なお、企業グループで応募する場合は、事業役割を担う応募
者がその実績を有していること。実績とは契約期間が終了したものではなく、
設備の引渡し完了したものを指す。

オ 事業役割を担う者は、高松市内に本店又は支店、営業所を有すること。

カ 施工役割を担う者に必要な条件は以下のとおりとする。

(ア)「令和7・8年度高松市建設工事競争入札参加資格者名簿」に業種「電気」
で登載されている者。

(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による電気工事に係る
特定建設業の許可を有していること。

キ 維持管理役割を担う者に必要な条件は以下のとおりとする。

(ア)「令和7・8年度高松市建設工事競争入札参加資格者名簿(市内)」に業種
「電気」で登録されている者。

(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による電気工事に係る
特定建設業の許可を有していること。

ク 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当
しない者であること。

- ケ 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止を受けていない者であること。
- コ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止期間中の者でないこと。
- サ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- シ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ス 次に掲げる団体でないこと。
 - （ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体
 - （イ）政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）、若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている団体
 - （ウ）宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている団体
- セ 参加表明書の提出時点までに納期限の到来した市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ソ 本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

（4）地元業者の活用

LED灯具等の機器の調達や工事施工及び維持管理等の業務において、可能な限り市内の事業者を優先的に活用し、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮すること。

※地元業者の活用を行う提案については、評価基準書において加点対象とする。

4 応募に関する留意事項

（1）費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

（2）提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本市は応募者に無断かつ本事業に対する募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。ただし、本市と契約を締結した事業者の提出書類及び電子データを本市が使用する場合は、事業者の承諾を得た上で、無償で使用することができるものとする。

(3) 特許権

本事業の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、事業役割と構成員間の契約無効などのやむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市が認めたときはこの限りではない。

(7) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、本市が認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(8) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合若しくは重要な事項を記載しなかった場合は、参加表明書又は提案書を無効とし、失格とする。

(9) その他

事業提案者が1者であっても、プレゼンテーションを実施し審査を行う。

5 事業者選定の流れ

(1) 応募者の要件

本事業提案募集への応募者は「3 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

本市が設置する「高松市道路等照明灯LED化ESCO事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において提案内容を審査し、最優秀提案者1者（以下「優先交渉権者」という。）及び優秀提案者1者（以下「次点交渉権者」という。）を選定する。

(4) 最終提案書の作成及び詳細協議

優先交渉権者が提案書に基づき作成する電気料金削減等の資料及び最終提案書により、契約締結の諸条件について、優先交渉権者と詳細協議を進めるものとする。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者との詳細協議が整い次第、優先交渉権者を契約事業者（以下「事

業者」という。)とする契約を締結する。優先交渉権者との詳細協議が整わない場合は協議を打ち切り、次点交渉権者と契約締結の諸条件について詳細協議を行う。なお、契約までの費用については優先交渉権者又は次点交渉権者の負担とする。

(6) 事務局

本事業提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：高松市 都市整備局 道路管理課

所在地：〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所8階

電話：087-839-2515 FAX：087-839-2528

E-mail：douro@city.takamatsu.lg.jp

ホームページ：https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/doro_kanri.html

(7) 担当

各照明灯に係る担当部局は、次のとおりとする。

ア 道路照明灯について

高松市 都市整備局 道路管理課

電話：087-839-2515 FAX：087-839-2528

E-mail：douro@city.takamatsu.lg.jp

イ 公園照明灯について

高松市 都市整備局 公園緑地課

電話：087-839-2494 FAX：087-839-2491

E-mail：kouryoku@city.takamatsu.lg.jp

ウ スポーツ施設照明灯について

高松市 創造都市推進局 スポーツ振興課

電話：087-839-2626 FAX：087-839-2015

E-mail：shispo@city.takamatsu.lg.jp

6 事業全体スケジュール（予定）

（１）本事業は、次の日程で行う。

	項目	日程
1	実施要領の配布（本市ホームページで公表）	令和7年4月14日（月）～令和7年5月2日（金）
2	実施要領に関する質問受付	令和7年4月14日（月）～令和7年5月2日（金）
3	質問の回答	令和7年5月16日（金）
4	参加表明書及び資格確認書類の受付	令和7年5月19日（月）～令和7年5月28日（水）
5	応募者参加資格確認結果、提案要請書の通知	令和7年6月9日（月）
6	提案書の受付	令和7年6月9日（月）～令和7年6月23日（月）
7	プレゼンテーション、選考	令和7年7月4日（金）
8	選考結果通知、優先交渉権者、次点交渉権者の決定	令和7年7月18日（金）
9	最終提案書の作成、詳細協議	令和7年7月下旬～8月上旬
10	ESCO 契約の締結	令和7年9月下旬（予定）
11	ESCO 設備改修	契約締結日～令和8年3月上旬（予定）
12	検収及び初期整備費支払	令和8年3月下旬（予定）
13	維持管理（ESCO サービス期間）	令和8年4月1日～令和21年3月31日

（２）本提案募集の手続

本プロポーザルの公募を以下のとおり行う。

ア 実施要領の配布

令和7年4月14日（月）から本市都市整備局道路管理課ホームページへ公表する。

イ 実施要領に関する質問受付

本件に関し質問がある場合は、質問書（様式第1号）を提出することができる。

質問書は以下のとおり提出すること。なお、本件の趣旨からかけ離れた質問や、電話又は来訪による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

（ア）提出期間

令和7年4月14日（月）から令和7年5月2日（金）までとする。

※提出時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、期日時間厳守とする。

（イ）提出方法

電子メールとし、表題に「高松市道路等照明灯LED化ESCO事業質問書」と明記する。なお、電子メール送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。

（ウ）提出先

事務局へ提出（5－（6）参照）

（エ）質問に対する回答

質問書が提出された場合は、質問者に対し、速やかに回答するとともに、質問及び回答内容を、令和7年5月16日（金）午後1時までに本市都市整備局道路管理課ホームページへ公表することとし、回答に関する電話、口頭による

個別対応は行わない。また、他の参加者からの企画提案書等の提出状況に関する質問は受け付けない。

ウ 参加表明書及び資格確認書類の受付

応募者は、参加表明書及び資格確認に必要な書類を以下のとおり提出すること。

(ア) 参加表明書の受付期間

令和7年5月19日（月）から令和7年5月28日（水）までとする。

※受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、期日時間厳守とする。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと。

(イ) 提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）又は持参により提出すること。

(ウ) 提出先

事務局へ提出（5－（6）参照）

(3) 参加表明時の提出書類

次の提出書類に、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部、副1部）提出すること。

ア 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表者名で作成し提出すること。

イ グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、施工役割、維持管理役割）を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の写しを添付すること。

ウ 履行保証書（様式第4号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

エ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたものとする。

オ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたものとする。

カ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税及び法人市民税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。ただし、高松市競争入札参加資格を有する者の提出は不要とする。

キ 財務諸表等

最新決算年度とその前年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたものを提出すること。なお、写しでも可とする。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係

会社の財務諸表等も添付すること。

ク 企業概要等

- (ア) 企業概要（様式第5号の1）
- (イ) 企業状況表（様式第5号の2）
- (ウ) 有資格技術職員内訳表（様式第5号の3）
- (エ) 各役割の責任者業務実績表（様式第5号の4）
- (オ) E S C O関連事業実績一覧表（様式第5号の5）
- (カ) 建設業の許可証明書の写し（施工役割、維持管理役割を担う者）

ケ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第6号の1）

コ 役員等氏名一覧表（様式第6号の2）

(4) 参加資格確認結果、提案要請書の通知等

令和7年6月9日（月）に参加資格の確認結果及び提案要請書を応募者（代表者）に文書で通知する。

(5) 配布資料

E S C O事業提案要請書と併せて応募者に配布する資料は次のとおりとする。

ア 既設照明灯の概要

イ 既設照明灯の基準となる電気料金及び維持管理費

(6) 参加を辞退する場合

提案要請書を通知された応募者が以降の参加を辞退する場合は、令和7年6月20日（金）午後5時までに提案辞退届（様式第7号）1部を、事務局へ郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）又は持参により提出すること。

(7) 事業提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本プロポーザルの事業提案書を以下のとおり提出すること。

ア 受付期間

令和7年6月9日（月）から令和7年6月23日（月）まで

※受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、期日時間厳守とする。

イ 提出方法

持参による。

ウ 提出先

事務局へ提出（5－（6）参照）

エ 事業提案時の提出書類

応募者は次の提出書類を作成し、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。また、各様式に記載される添付書類についても合わせて提出すること。

(ア) 提案書提出届（様式第8号）

(イ) 提案総括表（様式第8号の1～第8号の3）

(ウ) 事業資金計画書（様式第9号の1～第9号の2）

(エ) 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第10号）

(オ) 照明灯管理システムに関する提案書（様式第11号）

- (カ) 工事中の対応・廃棄計画書（様式第12号）
- (キ) 使用機器提案書（様式第13号）
- (ク) 既設デザイン照明灯に関する提案書（様式第14号）
- (ケ) 市内工事業者の活用に関する提案書（様式第15号）
- (コ) 維持管理等提案書（様式第16号の1～第16号の2）
- (サ) 計測・検証計画書（様式第17号）
- (シ) 契約終了後の対応（様式第18号）

オ その他

- (ア) グループの代表企業が提出すること。
- (イ) 原則A4判の用紙とする。また、カラー印刷も可とする。
- (ウ) 提出部数は10部（正1部、副9部）とする。
- (エ) 各様式の注意事項をよく確認して作成すること。

7 提案書に係る記載事項等

(1) 基本事項について

ア 提案書の無効

本プロポーザルは本事業についての提案を求めるものであり、実施要領に記載された事項以外の提案書又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない提案書については、提案を無効とする。

イ 提案書の様式について

別紙「高松市道路等照明灯LED化ESCO事業公募型プロポーザル提出書類様式」に示すとおりとする。なお、文字サイズは原則として12ポイントを基本とするが、可読性に配慮したサイズの使い分けは可とする。

(2) エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと。

エネルギー種別	CO ₂ 排出係数（調整後）
電 気	0.447[kg-CO ₂ /kWh]

8 提案書における提示条件

応募者は次の条件に基づき提案書を作成する。

- (1) ギランティード・セイビングス契約を実施できること。
- (2) 本市の事業スケジュールに基づき、調査、工事等を遂行することができること。
- (3) 維持管理計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行えること。
- (4) 維持管理期間中に新設及び移管される照明灯についても、照明灯管理システムにデータを反映した上で契約終了まで維持管理を行うこと。
- (5) ベースライン及び削減保証額の設定

ア ベースラインの設定

本事業において各年度の光熱費削減額を算出する基準値（以下「ベースライン」という。）は、光熱費については事業対象施設の令和6年4月単価を基準とし、エネルギー消費量及び既存機器維持管理費等相当額は令和6年4月1日か

ら令和7年3月31日までとする。なお、事業期間中において、ベースラインについては、事業対象の増減等により変動することがある。

イ 光熱費削減額、削減予定額及び削減保証額の設定

(ア) 応募者は、提案の内容に基づき計算方法を明示した上で、省エネルギー改修後の光熱費削減額を算出するものとし、これを「削減予定額」とする。

(イ) 光熱費の削減を最低限保証する額（以下「削減保証額」という。）は、応募者の提案とする。なお、「削減保証額」は、必ずE S C Oサービス料を上回るように設定すること。

(ウ) 「削減予定額」からE S C Oサービス料を減じたものを「市の予定利益」とし、「削減保証額」からE S C Oサービス料を減じたものを「市の保証利益」とする。

(6) 道路照明灯におけるLEDの灯具交換については、交通量に応じて調光制御できる機器の導入を行うことにより、更なる電気料金の削減や維持管理の低減を図ることが期待できることから、十分に検討を行うこと。ただし、導入については必須条件ではない。

※調光制御できる機器の導入を行う提案については、評価基準書において加点対象とする。

9 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

本市が設置する選定委員会が、事業資金計画、実施体制、使用機器及び管理システム、維持管理、環境・安全性への配慮、本市経済への寄与、機器や省エネ保証などの観点から総合的な審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、合計評価点が同点の場合は、提示された事業費がより廉価な応募者を優先交渉権者とする。評価基準については、「別表1 評価基準書」のとおりとする。

(2) 提案評価

ア 審査日程及び実施方法

日程：令和7年7月4日（金）を予定

※時間及び会場については、別途通知する。

方法：プレゼンテーション形式

提案時間：1応募者当たり約30分とする（応募者による提案要旨説明約20分、質疑応答約10分を予定）。

出席者：5名以内とする。

(ア) プレゼンテーションは、提出した提案書を基に行うことを原則とするが、パワーポイントを用いることも可とする。その場合、提案書の内容に沿ったものとする。

(イ) 説明に用いる機器等（パソコン、プロジェクター、スクリーン等）の使用は可とする。その場合、応募者が持参すること。

(ウ) プレゼンテーション当日に追加資料を配布することは不可とする。

イ 審査結果の通知

- (ア) 審査の結果は、令和7年7月18日（金）応募者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには一切応じない。
- (イ) 審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けしない。
- (ウ) 優先交渉権者及び次点交渉権者を本市都市整備局道路管理課ホームページへ公表する。

ウ 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (ア) 提案期限を過ぎて事業提案書が提出された場合
- (イ) 事業提案書に虚偽の記載があった場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 本実施要領に違反すると認められる場合
- (オ) 事業提案書の事業費が提案限度額を超えている場合
- (カ) その他不正な行為があった場合

10 契約に関する事項

(1) 契約の手順

本市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に契約締結のための手続を行う。なお、本事業の契約締結については、本市市議会における議決を要する。

(2) 契約の時期（予定）

令和7年9月下旬

(3) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の額を納付すること。ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 契約の概要

本市と優先交渉権者が、本実施要領、提案書及び維持管理計画書に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容、支払い方法などを定めるものとする。また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確にし、相互の確認事項や方法、時期等について明記するものとする。

(5) 支払いの概要

ア 初期整備費：令和8年3月検収完了後 完了払い

イ 維持管理費：令和8年度から令和20年度まで 各年完了払い